

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律  
をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和四十六年十二月三十一日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第百三十号

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する  
法律

(植物防疫法の一部改正)

第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の五」に改める。

第二章中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二条中「防止し、優良な種苗を保全する」を「防止する」に改める。

第十三条の見出しを(「種苗の検査」)に改める。

第十五条第二項中「国内植物防疫に」を「第十三条第一項又は第二項の検査について」に改める。

第三章中第十六条の次に次の四条を加える。

(植物等の移動の制限)

第十六条の二 省令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして省令で定めるもの及びその容器包装は、省令で定める場合を除き、省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行なう検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七条第四項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六条の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七条第四項の規定を、前項ただし書の場合には同条第二項及び第三項の規定を準用する。

(船舶等への積込み等の禁止)

第十六条の四 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込みをしないよう、又は船舶若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

(廃棄処分)

第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対し、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第三十六条第一項中「又は第十四条」を、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五」に改める。

第三十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中、又は第十三条第四項」を、第十三条第四項、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項」に改め、同条第二号中「第七条第三項」の下に「(第十六条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「第八条第七項」の下に「又は第十六条の四」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条 前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第二項及び第十六条の三第二項において準用する同法第七条第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の省令を定めるために開くことができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十条、第十一条及び第十九条の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二条及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六条の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法務大臣 前尾繁三郎

外務大臣 福田 雄夫

大蔵大臣 水田三喜男

文部大臣 高見 三郎

厚生大臣 齋藤 昇

農林大臣 赤城 宗徳

通商産業大臣 田中 角栄

運輸大臣 丹羽喬四郎

郵政大臣 廣瀬 正雄

労働大臣 原 健三郎

建設大臣 西村 英一

自治大臣 渡海元三郎